

江別市男女共同参画基本計画

中間見直し（案）

計画期間 2019（平成31）年度～2023年度

江 別 市

平成31年1月

目 次

第1章 基本的な考え方	・・・ 1
1 計画策定と見直しの趣旨	
2 計画の概要	
第2章 計画の内容	・・・ 3
1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進【女性活躍推進計画】	
2 政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進【女性活躍推進計画】	
3 就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	
4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	
5 あらゆる暴力根絶の取組	
6 生涯にわたる男女の健康支援	
7 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備	
第3章 重点項目の考え方	・・・ 21
1 重点項目	
2 数値目標	
第4章 推進体制	・・・ 23

第1章 基本的な考え方

1 計画策定と見直しの趣旨

江別市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定しました。平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、市町村における計画策定は努力義務でしたが、当計画は、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として策定したものです。

平成21年3月には、あらゆる場面において、性別に関わりなくお互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を發揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の制定と基本計画の見直しを行い、また、平成26年3月には、新たな「江別市男女共同参画基本計画（平成26年度～35年度）」を策定し、各種施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、各種啓発や子育て支援のための環境整備などにより、一定の前進が図られた一方、男女の固定的性別役割分担^{※1}意識が根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画が十分ではない状況があります。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に發揮して職業生活においてより一層活躍することができるよう、市町村における推進計画の策定が努力義務とされました。

こうした状況を含めた国の動向や社会情勢の変化に応じ、さらなる男女共同参画社会を推進するため、「江別市男女共同参画基本計画（平成26年度～35年度）」の中間見直しを行うものです。

※1 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。（内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より）

2 計画の概要

（1）計画の位置付け

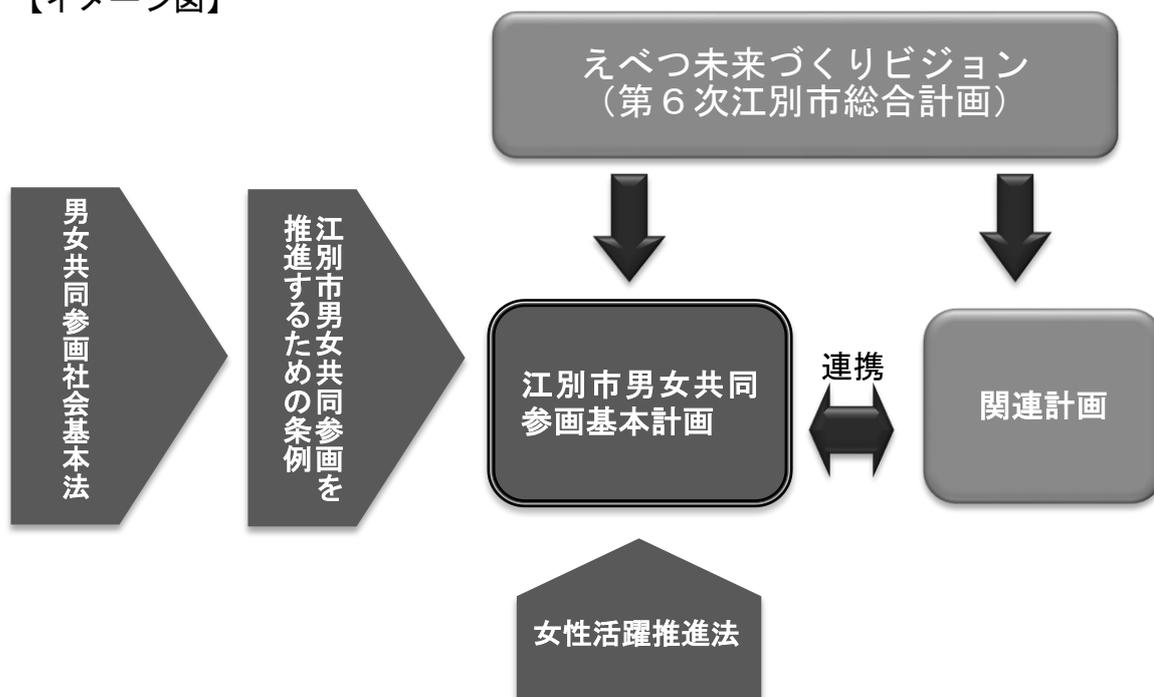
この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総

合計画)」を推進するための個別計画として位置付けています。

また、この計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）と位置付けています。

なお、この計画は江別市の男女共同参画を総合的に推進する計画であることから、他の計画との連携を図って進めていく計画です。

【イメージ図】



(2) 計画の構成

この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った基本方針と市が主体的かつ重点的に取り組むべきものを明確にした重点項目で構成しています。

(3) 計画期間

「江別市男女共同参画基本計画(平成26年度～35年度)」の中間見直し後の期間は、2019(平成31)年度から2023年度までの5年間とし、国の動向や社会情勢の変化に応じ、必要な場合は再度見直しを行います。

第2章 計画の内容

基本方針 1

男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

平成11年の男女共同参画社会基本法施行後、本市においては平成14年に男女共同参画基本計画を策定し、平成21年には男女共同参画を推進するための条例を施行するとともに、計画を見直し、講演会の開催等により啓発に努めてきました。

しかし、男女の固定的性別役割分担意識は、いまだ社会・制度・慣習に影響を与えており、平成30年5月に実施した市民アンケート結果において、「男性は仕事、女性は家事や育児」と考える人の割合は32.4%（P4図1）となっています。

このような意識は、長い時間をかけて培われてきたものであり、多様な価値観が許容されるようになった現代においても、こうした意識を変えることは容易なことではありませんが、一方で、「女性に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」ことが、男女共同参画社会を目指すために重要であるとの回答が男女ともに4割を超えるなど、固定的性別役割分担意識の解消を図ることの重要性についての認識は着実に浸透してきています。

今まで「男だから」という理由で遠ざけてきた、家事や子育て、介護、地域活動等への参画など、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消は、高齢化社会においては大変重要な課題です。

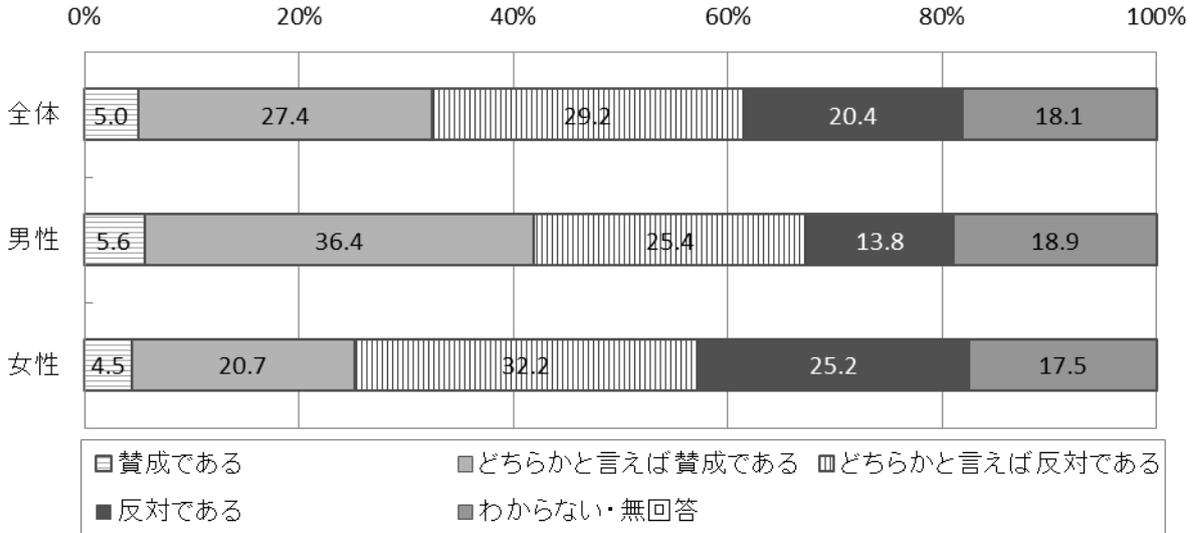
また、男女共同参画意識の形成には学校や家庭での教育が大きな役割を持つため、子どもの頃から男女平等意識の重要性を伝えることが必要です。

さらに、人権尊重の視点から、性の多様性を認め合い、尊重し合うまちづくりが求められており、国においても、性的指向や性同一性障害について、第4次男女共同参画基本計画に明記しています。

性別や年齢などによる不平等をなくすとともに、性の多様性を認め合い、誰もが自分の能力を発揮し自分らしく生きることができる社会をつくることは重要であり、そのための環境整備を行っていかねばなりません。

男女共同参画社会の実現に向け、「男性にとっての男女共同参画の推進」、「子どもの頃からの男女平等意識の醸成」など、様々な視点から幅広い年齢層に意識づくりの啓発を進める必要があります。

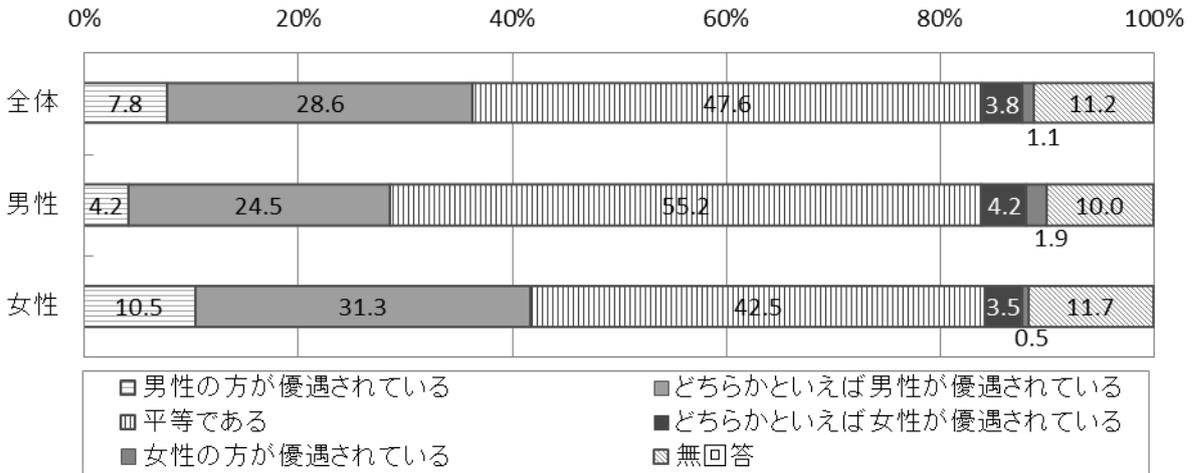
図1 「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方について



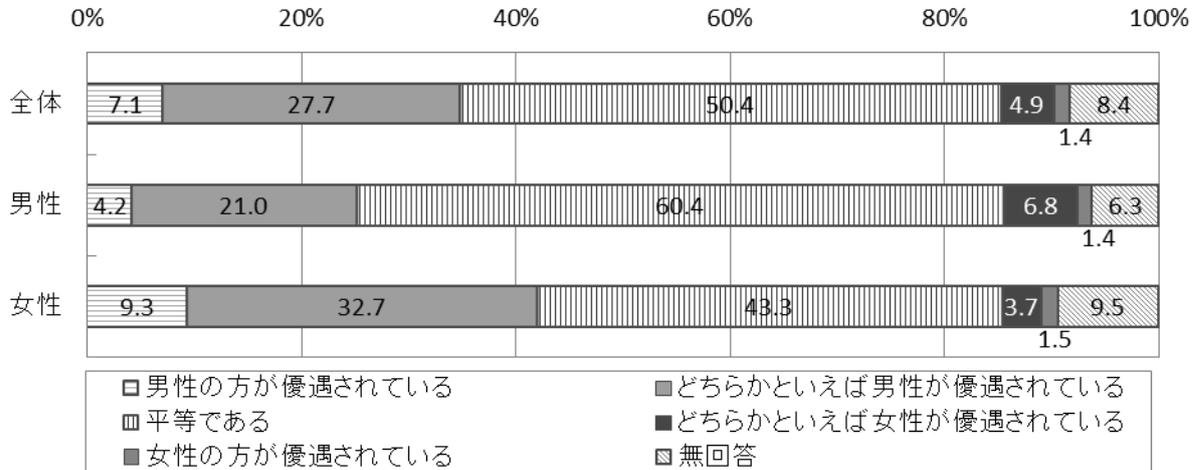
資料：平成30年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

図2 男女の平等感

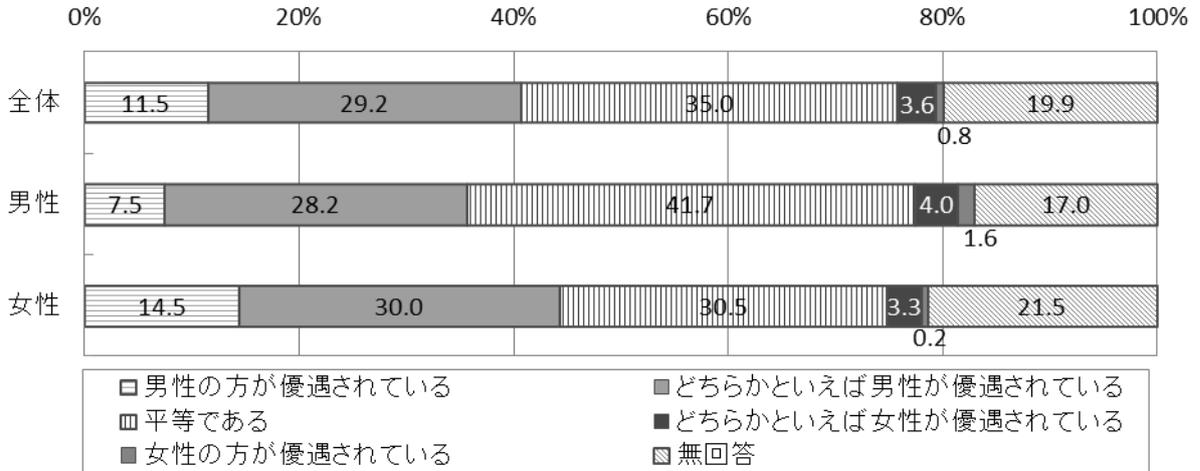
<地域社会>



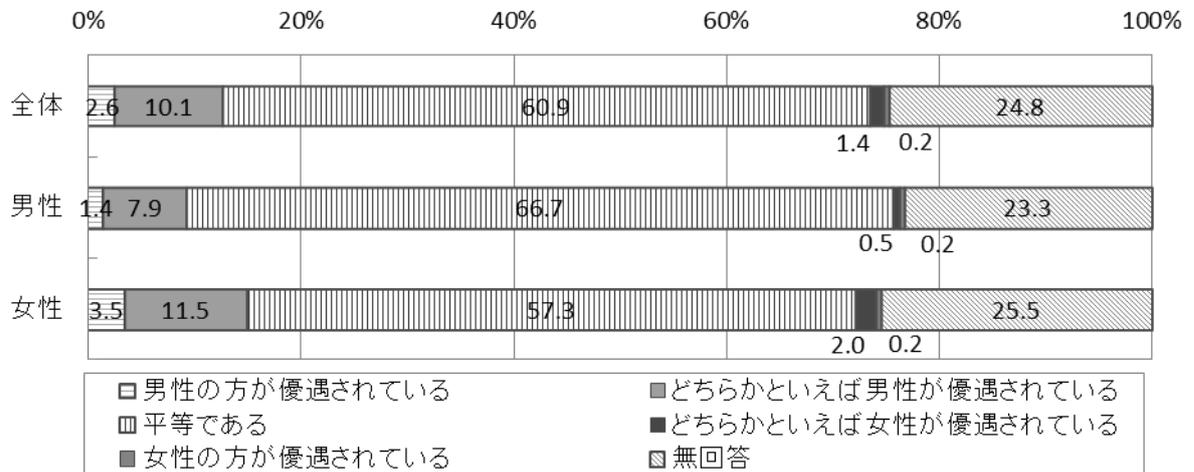
<家庭生活>



＜職場＞

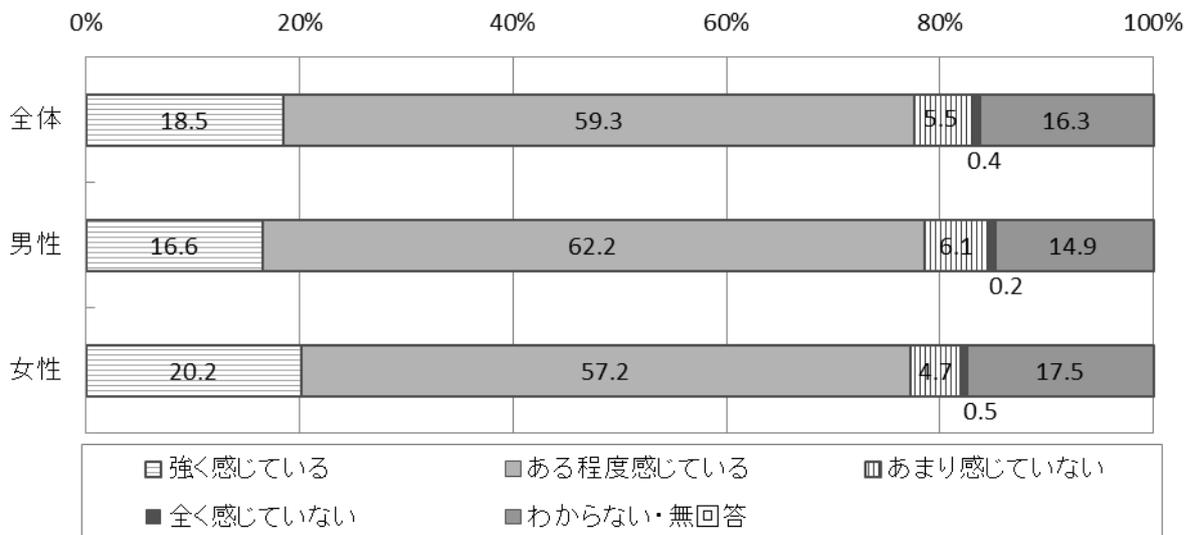


＜学校教育の場＞



資料：平成 30 年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

図3 男女共同参画の考え方の必要性について



資料：平成 30 年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

江別市男女共同参画を推進するための条例

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

主な取組

・男女共同参画社会の実現に向け、社会に深く根付いている固定的性別役割分担意識に基づく慣習の解消を目指し、家庭・職場・地域社会等様々な場面において性別にかかわらずあらゆる年齢層のすべての人たちに対する男女共同参画に関する広報・啓発活動に努めます。

・性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBT^{※2}等の性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めます。

※2 LGBT

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人）の頭文字をとって組み合わせたものをいいます。（北海道「みんなが自分らしく 性の多様性を考える」（パンフレット）より）

主な関連計画

●江別市子ども・子育て支援事業計画

●江別市高齢者総合計画

●江別市学校教育基本計画

●江別市社会教育総合計画

基本方針 2

政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

本市においては、江別市男女共同参画を推進するための条例で、審議会等の委員の数を、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満としないよう努めるものと規定し、女性委員の登用率の向上に努めてきました。

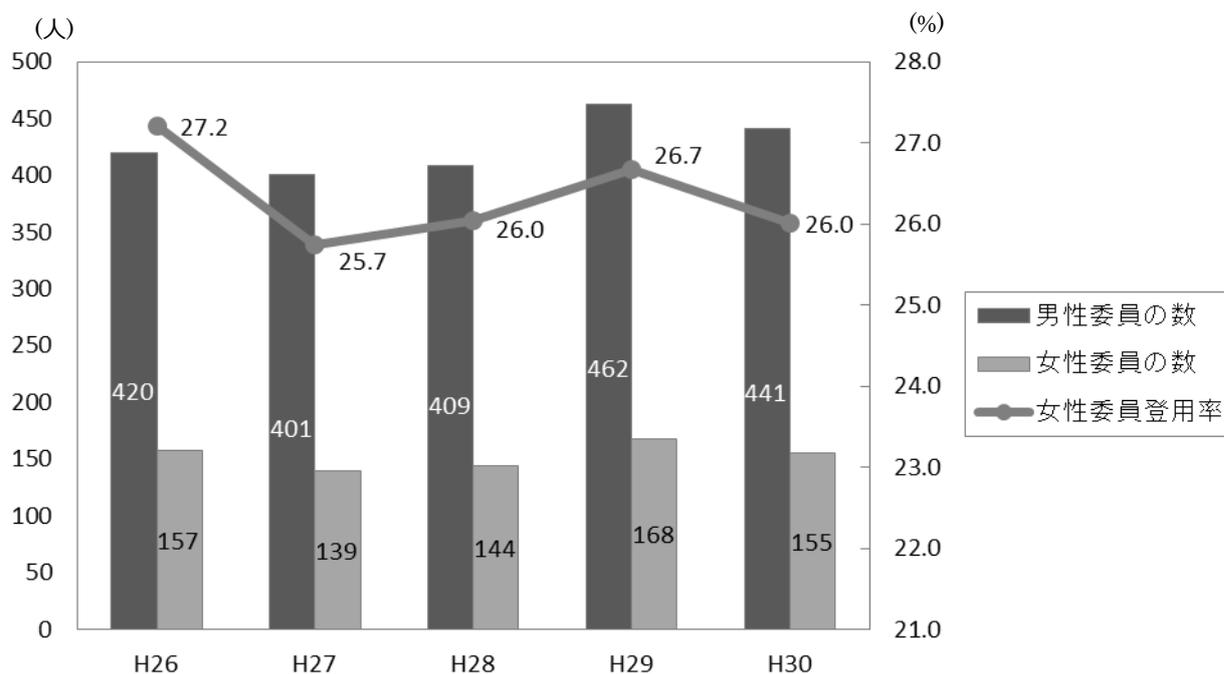
しかし、女性登用状況は26.0%（平成30年4月1日現在）（P8図4）と依然として低い状況です。

政策や方針決定過程への女性の参画が進むことによって、多様な価値観が反映され、新たな発想や組織の活性化等が図られるなどの効果が期待されることから、今後も引き続き、選考方法の見直しや公募委員の拡充、各推薦団体へ協力を依頼するなどの働きかけを行い、女性委員の登用率向上に向けた取組を進める必要があります。さらに、審議会委員以外に、女性が政策や方針決定過程に参画しやすい手法の検討や女性自身も積極的に参画するよう意識の転換を図ることも重要です。

また、平成30年4月1日現在の江別市職員の女性割合（一般行政職）は25.9%（P8図5）であるのに対し、管理職の女性割合は5.8%（P9図6）であり、管理職の登用は、男性の比率が大きく上回っているため、引き続き長期的な視野に立った人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境の整備など、女性職員の活躍を推進するための取組が必要です。

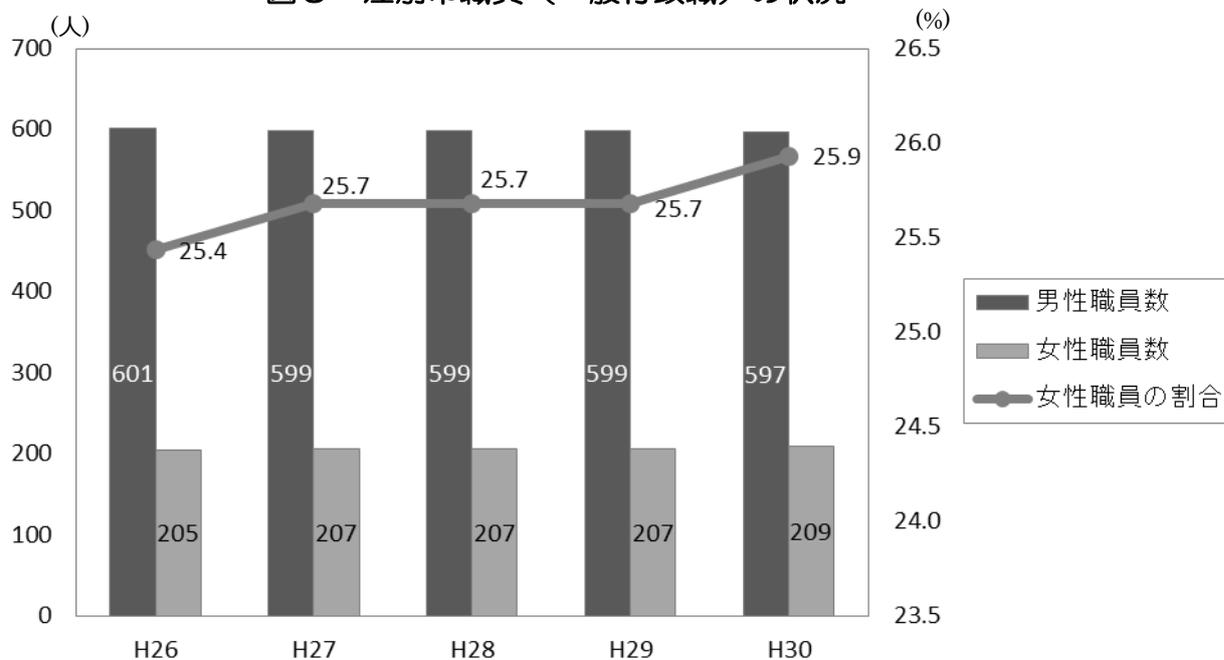
こうした状況を踏まえ、あらゆる分野において、女性が責任ある地位に就くことや重要な役割を担うことができるよう学習機会の提供やそのための環境整備に努める必要があります。

図4 審議会等の女性登用状況(男女別委員数・女性委員登用率)



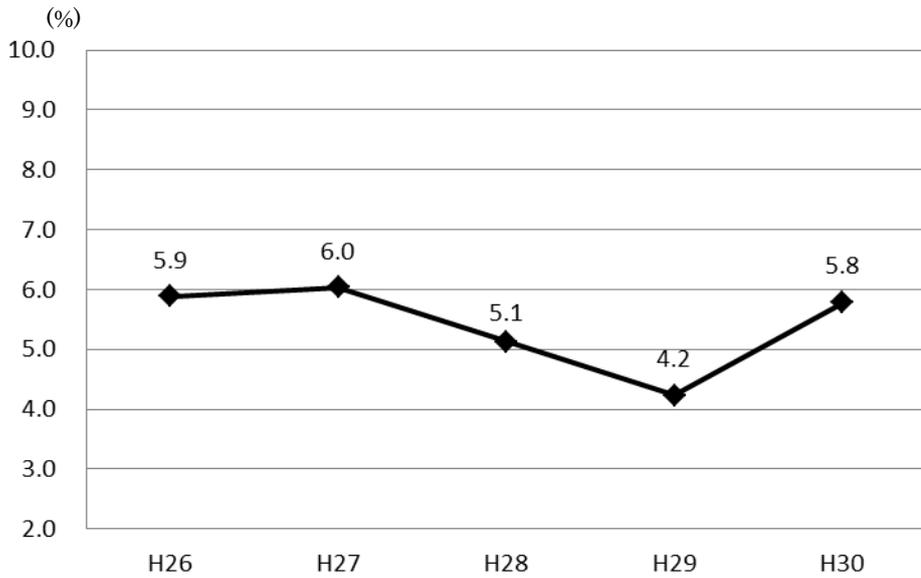
資料：生活環境部市民生活課（基準日4月1日）

図5 江別市職員（一般行政職）の状況



資料：総務部職員課（基準日4月1日：医療職を除く）

図6 江別市職員（一般行政職）女性管理職の状況



資料：総務部職員課（基準日4月1日：医療職を除く）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

主な取組

- ・市のあらゆる政策が男女共同参画の視点をもって立案・推進されるよう江別市が設置する審議会等における女性委員の登用について、引き続き拡大を図ります。
- ・江別市職員においては、長期的視野に立った人材育成と多様な研修や経験を積むことによって、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、女性職員のキャリアアップを支援する体制を整え、職域による男女比の偏りの縮小に努めます。
- ・政策や方針決定過程に、男女が社会の対等な立場で参画することを進めるため、女性の人材育成を目的としたセミナーを開催するなど、女性の意識啓発に努めます。

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画

基本方針3

就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法などの法整備等により労働環境は少しずつ改善してきています。しかし、女性の年齢階級別労働力率^{※3}を見ると、30代から40代にかけての結婚、出産、子育て期に就業が中断する、いわゆる「M字カーブ^{※4}」（P11図8）は、以前に比べると浅くなっていますが、M字の底となる年齢階級は上昇してきており、依然として解消されていない状況です。

また、女性は男性に比べ雇用が不安定な非正規雇用が多く、平成27年国勢調査では、江別市で働く女性の65.3%が非正規雇用者となっており、全国より10%程高くなっています。

この他、農業や自営業などでは、労働時間や報酬が不明瞭になりがちですが、どのような雇用形態であっても、すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備が必要です。

本市においては、市内に所在する事業所における雇用実態等を調査し、雇用環境悪化に対する抑止とともに、雇用環境整備に係る諸施策の検討や起業を目指す方を対象とした起業化促進支援相談員を設置するなどの環境整備に努めてきたところです。

平成27年には、女性活躍推進法が制定され、社会全体で女性活躍推進の動きが活発化しています。男女にとって均等な就業機会と待遇が得られ、また女性が働き続けられる環境を整備するとともに、結婚や出産、介護等を機に離職した人たちの仕事復帰に対する支援が課題です。

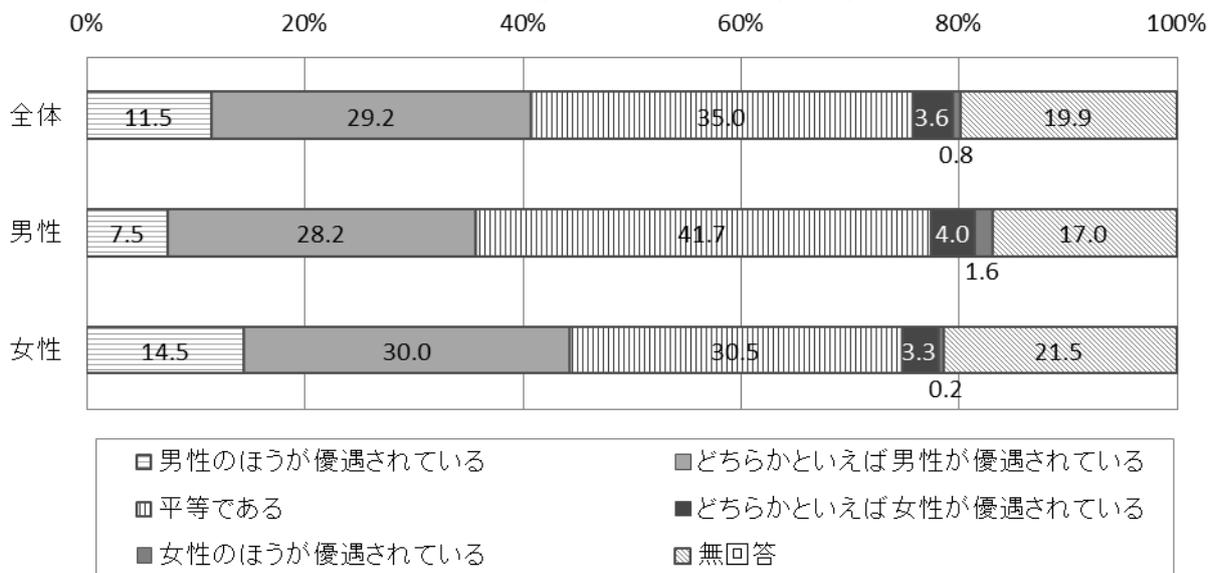
※3 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合のことをいいます。（内閣府「男女共同参画白書平成30年版」より）

※4 M字カーブ

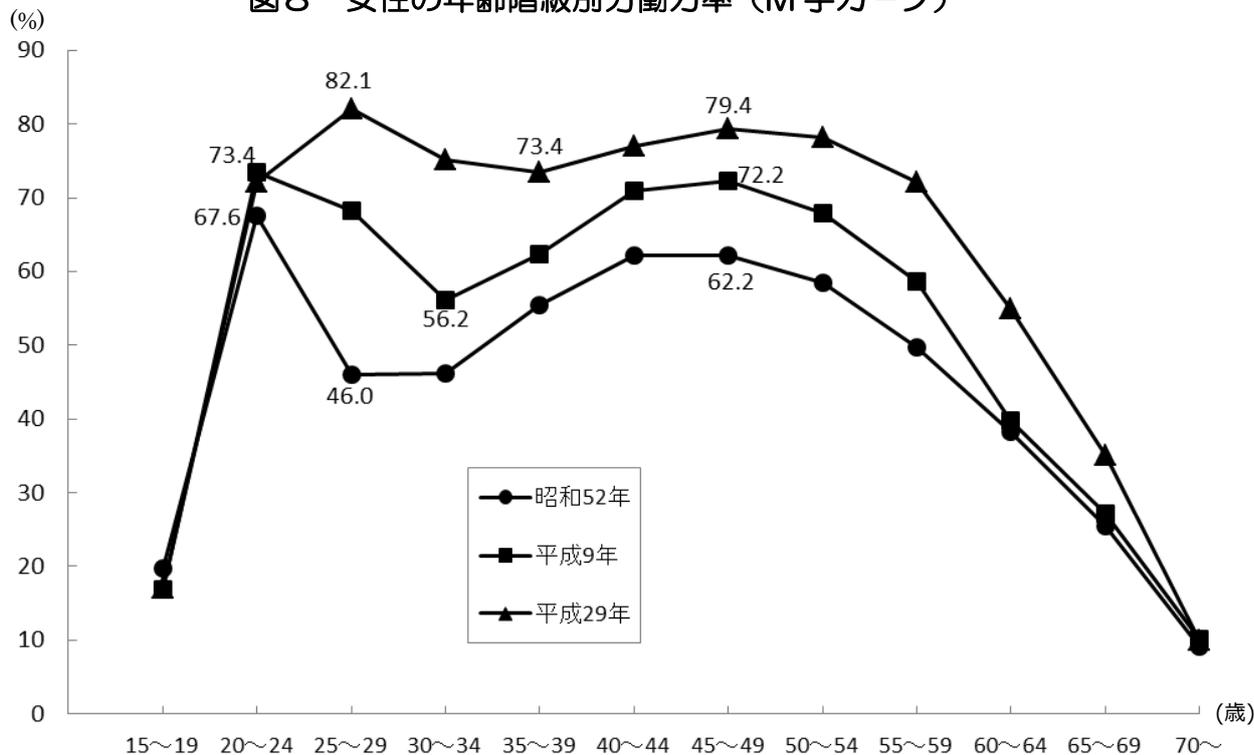
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。（内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より）

図7 男女の平等感<職場> (再掲)



資料：平成30年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

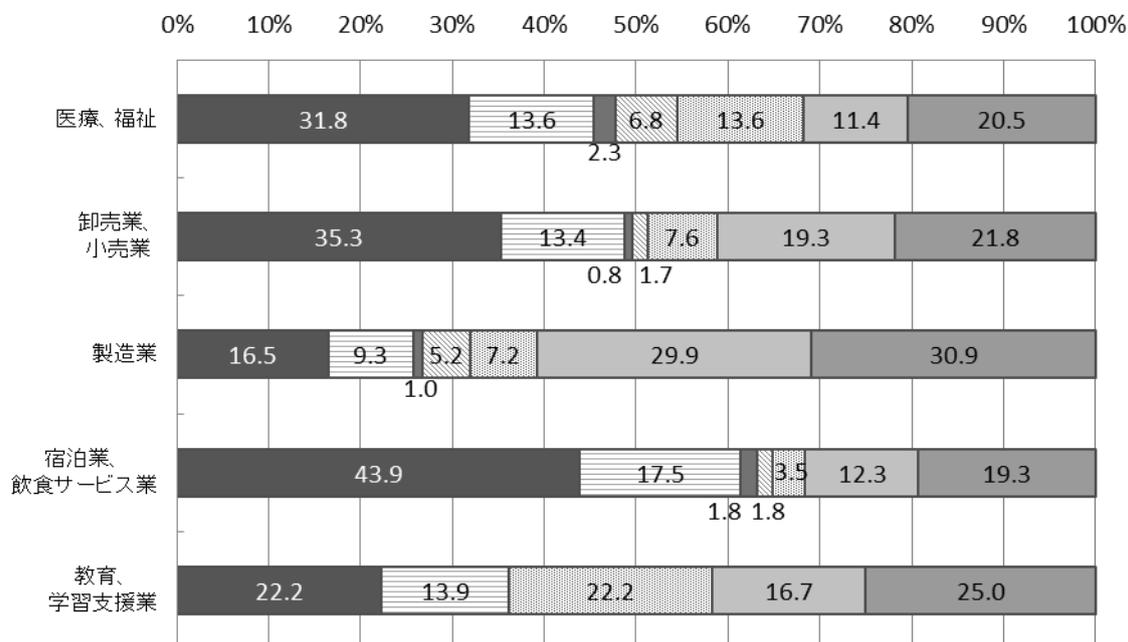
図8 女性の年齢階級別労働力率 (M字カーブ)



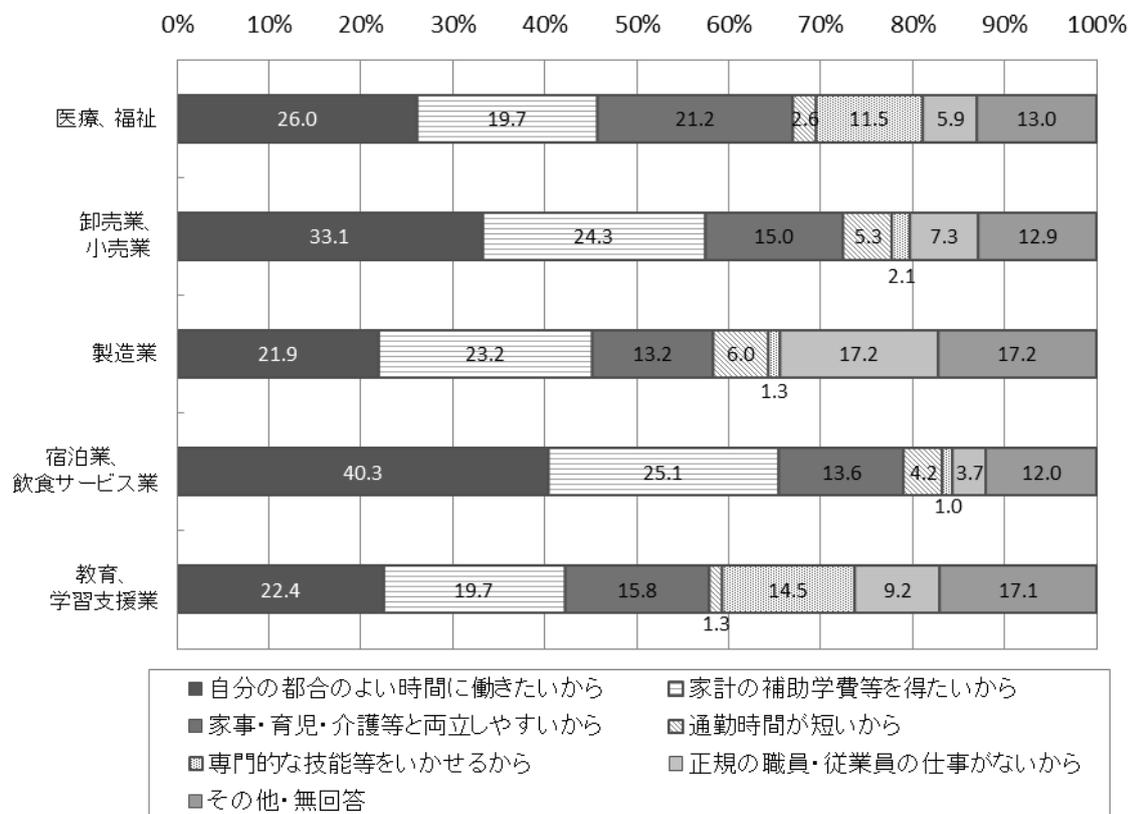
資料：内閣府「男女共同参画白書平成30年版」

図9 非正規雇用についての主な理由

<男性>



<女性>



- 自分の都合のよい時間に働きたいから
- 家事・育児・介護等と両立しやすいから
- 専門的な技能等をいかせるから
- その他・無回答
- 家計の補助学費等を得たいから
- ▨ 通勤時間が短いから
- ▨ 正規の職員・従業員の仕事がないから

資料：総務省労働力調査（平成30年4～6月期）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組（積極的格差是正措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

主な取組

・女性が働きやすいまちづくりを進めるための課題を把握し、企業に対して、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、関係法令の周知を行うとともに、セクシュアル・ハラスメント^{※5}や妊娠・出産・育児・介護を理由とするハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行い、女性が働き続けられる環境の整備に努めます。

・女性が働きやすい環境づくりができるよう、企業に向けて、ワーク・ライフ・バランス^{※6}を推進するほか、事業所内保育所の助成への支援、介護離職の防止に向けた支援など、国の制度等の情報の周知に努めます。

※5 セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいいます。（江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より）

※6 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことをいい、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。（内閣府「男女共同参画ハンドブック」より）

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画
- 江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 江別市農業振興計画

基本方針4

子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

これまで、男性が長時間の労働で経済活動を支え、女性が家事・育児・介護などの家庭責任と地域での活動を担ってきましたが、近年、急速な少子高齢化の進行や晩婚化、単身世帯の増加など家族や地域を取り巻く状況は変化しています。

しかし、平成30年5月に実施した市民アンケート結果において、「仕事中心の社会から仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組み、構造を改める」ことが男女共同参画社会を目指す上で重要であると回答した人が男女ともに最も多く、特に30代では68.1%と高い割合となっており、依然として長時間労働による仕事中心の生活となっている人が多いことがうかがえます。

内閣府発行の男女共同参画白書によると、昭和55年以降、共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回っていることから、仕事と子育てや介護などを両立することができるような環境を整備することが課題となっています。

引き続き少子化の進行やライフスタイルの多様化等を踏まえ、家庭生活への男性の参画を進めるとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行う必要があります。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第3条(5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

主な取組

- ・子育てや介護などの家庭における責任は、男女が共に担い、支え合うものであるという認識を深め、仕事と家庭のバランスの取れた生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発に努めます。
- ・子育てや介護は、家族だけではなく社会全体で支援することの重要性について理解を深めるため、意識啓発の充実を図ります。
- ・子育てや介護等、家庭生活と仕事が両立できるよう、子育て支援の充実や高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

主な関連計画

●江別市子ども・子育て支援事業計画

●江別市高齢者総合計画

基本方針5

あらゆる暴力根絶の取組

●現状と課題

暴力は、重大な人権侵害であり、どんな場合でも、たとえ身近な関係にあったとしても許されない行為です。特に女性に対する暴力は、固定的性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であるとも言われており、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき喫緊の課題です。

国は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」などの法整備により暴力の根絶に取り組んでいますが、DV（ドメスティック・バイオレンス^{※7}）やストーカー行為は後を絶たず、命に関わる重大な事件も相次いでいます。

また、DVの影響はその家庭で育った子どもにも及び、情緒不安定など様々な心身の症状や、トラブルの解決手段に暴力を用いてしまうなど、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などの女性に対する暴力の根絶に向け取組を進めてきている中、近年はソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）^{※8}など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力はさらに多様化してきている状況とも指摘されています。

このような暴力被害を個人の問題として捉えるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。

さらに、被害者に対し、被害の潜在化の防止や、警察、女性相談援助センター、民間団体等関係機関との連携強化など、あらゆる暴力の根絶のための対応が求められています。

※7 ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。（江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より）

※8 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのことをいいます。（総務省ホームページ 国民のための情報セキュリティサイトより）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

主な取組

・セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪その他あらゆる暴力行為が人権侵害行為であるという社会的認識を浸透させるため、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努めます。

・DV被害防止のためには、DVが社会的な人権問題であるという認識を広く市民へ浸透させる必要があることから、若年層への周知や被害者支援のための連携強化に努めます。

また、子どもの目の前で家族に暴力を振るうことは児童虐待に当たり、子どもの心身の発達に影響を与えるため、DV防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化に努めます。

・被害者の避難や相談が安心してできるよう、相談窓口の周知等の支援を行います。

主な関連計画

●江別市子ども・子育て支援事業計画

基本方針 6

生涯にわたる男女の健康支援

●現状と課題

女性も男性も互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。そのためには、心身及びその健康について正確な知識や情報を持ち、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意する必要があります。特に女性は、妊娠や出産に際し、女性特有の様々な問題を心身に抱え込むことが多いのが現状です。このため女性が生涯を通じ、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うため、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）^{※9}の視点から、また生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実や意識啓発などを行う必要があります。

また、内閣府発行の男女共同参画白書によると、人工妊娠中絶件数は減少傾向にありますが、年齢別では20代が最も多く、また、性感染症については10代から20代を中心に増加しているため、若年層から正しい知識を身につける必要があります。

なお、本市では、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、「だれもが健康的に安心して暮らせるえべつ」を目指して、平成29年4月に「健康都市えべつ」を宣言しました。

※9 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。（内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

主な取組

- ・男性がパートナーを支えることができるように、妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透を図ります。
- ・乳がんや子宮頸がんといった女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性の啓発や健康づくり情報を発信していきます。
- ・日頃から健康を意識し、健（検）診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進めていきます。

主な関連計画

- えべつ市民健康づくりプラン21
- 江別市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
- 江別市特定健康診査・特定保健指導実施計画

基本方針 7

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

●現状と課題

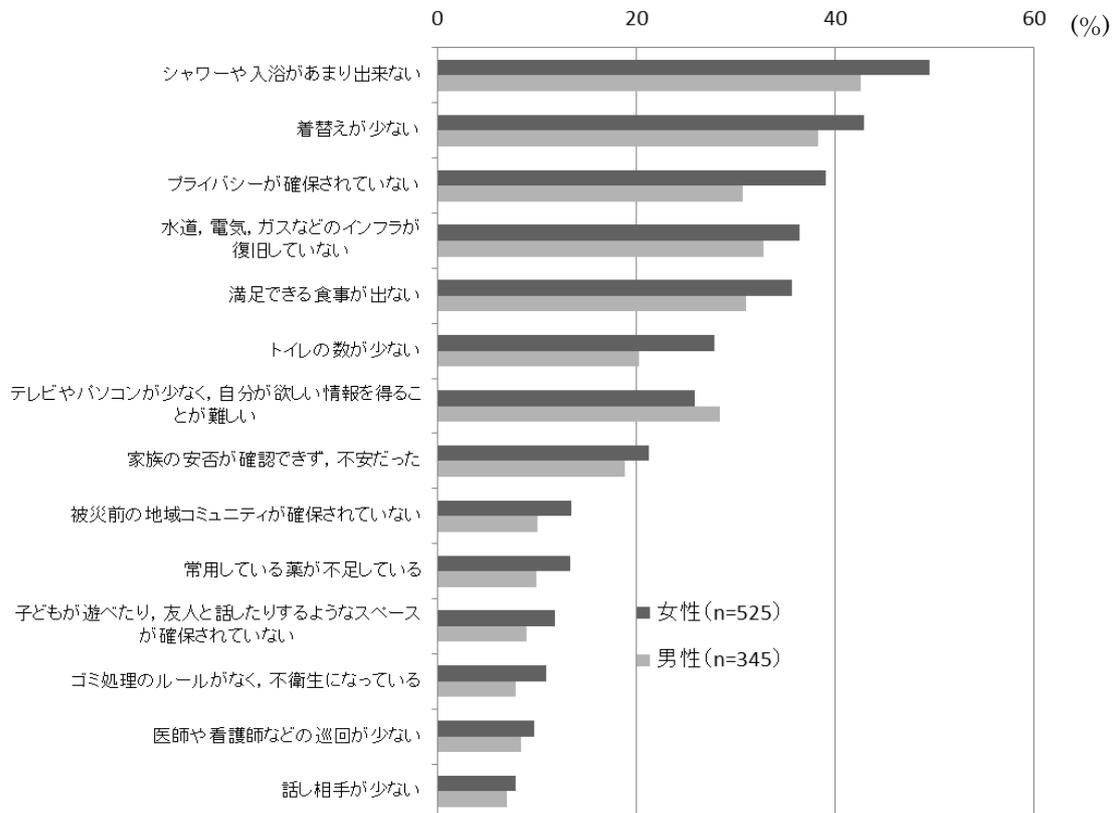
東日本大震災などこれまでに発生した災害により、復興や避難所運営における男女共同参画の必要性が認識されてきました。特に避難所運営においては、男性がリーダーとなっているケースが多く、女性の視点を欠いた運営により様々な不都合が生じた事例もありました。

今後においては、男女のニーズの違いに配慮するとともに、固定的性別役割分担意識を見直し、男女どちらかに負担が集中することがないように、日頃から男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。

近年、全国各地で地震や水害等の自然災害が発生しています。平成30年に発生した北海道胆振東部地震では、本市においても避難所を開設しました。被害予測の難しい災害に対応するためには、市民一人ひとりの防災に関する知識や対応力を身につける取組、防災・復興に向け組織的に取り組む体制の整備確立が不可欠となっています。

こういった災害を身近な問題として危機管理に努め、女性の意見が反映されるためには、防災分野における政策や方針決定過程、防災活動の場に女性が参画できる仕組みと、女性自身も自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識の改革を進める必要があります。

図10 災害直後からの避難所での生活について困っていること



※調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難している被災者 870 人（女性 525 人、男性 345 人）

資料：内閣府「男女共同参画白書平成24年版」

主な取組

・防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性の目線を重視した備蓄や避難所運営訓練の実施、防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。

主な関連計画

●江別市地域防災計画

第3章 重点項目の考え方

1 重点項目

男女共同参画の実現に向けた取組は、広範多岐にわたるものであり、どの事業を行うに当たっても男女共同参画の視点を持って進めていく必要があると同時に、さらに男女共同参画を進める上では、的を絞って重点的に取り組んでいく必要があります。

そこで、長期的な展望に立った基本方針の推進と併せ、これまでの状況を踏まえ、次の2点を重点項目として取組を進めていきます。

【重点項目1】 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは、「意識改革」です。

性別に関わりなく自分らしく生きることは男性にとっても女性にとっても重要なことですが、「男性は仕事、女性は家事や育児」という固定的性別役割分担意識は女性25.2%に対し、男性42.0%と男性の方が強くもっていることから、意識改革が重要です。

そのためには、子どもの頃から男女平等意識を醸成していくこと、男性にとっても男女共同参画が今後ますます重要になってくることを、幅広い市民に啓発していくことが大切です。

男女共同参画に関する認識を深めることが、あらゆる事業の基本となることから、わかりやすい広報・啓発活動を様々な機会を通じて引き続き進め、意識づくりを行う必要があります。

主な取組

- ・男女共同参画社会の実現に向け、社会に深く根付いている固定的性別役割分担意識に基づく慣習の解消を目指し、家庭・職場・地域社会等様々な場面において性別にかかわらずあらゆる年齢層のすべての人たちに対する男女共同参画に関する広報・啓発活動に努めます。

- ・性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBT等の性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めます。

【重点項目2】 働く女性のための環境整備

少子高齢化が進む中、国においては平成27年に女性活躍推進法を制定し、女性の職業生活における活躍を推進して、豊かで活力ある社会の実現を目指しています。また、女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは経済の活性化に結び付く重要なことです。

しかし、女性には結婚・出産・子育て・家事等様々な理由により、就労や就業継続の面で多くの課題を抱えている実態が見えてきます。

こうした働く女性が直面する課題に対し、総合的な対策を講じ働き続けられる環境を整備することは、男女共同参画社会を推進していくためには重要なことであり、積極的に取り組んでいく必要があります。

主な取組

- ・働きたい女性のための就職・再就職を支援するため、関係機関との連携による各種セミナーなどを開催します。
- ・結婚・出産や介護をしても働き続けられるよう、企業に対して、事業所内保育所の助成への支援、介護離職の防止に向けた支援など、国の制度を周知します。
- ・子育て情報の提供や待機児童対策などにより、子育てしやすい環境づくりに努めます。

2 数値目標

重点項目は、計画の最終年度である2023年度までの数値目標を設定し、進捗状況を把握した結果を効果的な推進につなげていきます。

	項目	計画策定時 (2012)	現状値 (2017)	目標値 (2023)
1	地域社会で男女が平等となっている と思う人の割合	33.5%	47.6%	55.0%以上
2	家庭生活上で男女が平等となっている と思う人の割合	39.8%	50.4%	55.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思 う人の割合	23.3%	35.0%	45.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思 う人の割合	55.6%	77.8%	85.0%以上

第4章 推進体制

1 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めて行くために、重点項目の適切な進行管理と、計画の進捗状況を公表します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第9条 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

2 庁内推進体制

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題として捉え、施策を推進していきます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

3 審議会の設置

男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

5 男女共同参画推進に向けた支援・連携

男女共同参画を推進するためには、市民の理解が最も重要です。情報の収集や交換を行いながら、市民や企業、関係機関・団体と協力・連携して、総合的に取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第4条 2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。